

葉山町

ごみ処理基本計画

平成 26 年 3 月 葉山町生活環境部環境課

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の位置づけ	1
2 上位計画等のまとめ	3
第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題	6
1 ごみ処理の現状	6
2 資源化の現状	12
3 収集・運搬及び施設の現状	16
4 処理費の現状	18
5 不法投棄の現状	20
6 ごみ処理に関する課題	20
第3章 計画の基本方針	23
1 基本理念	23
2 基本方針	24
第4章 ごみ処理基本計画	26
1 ごみの減量目標	26
2 目標達成に向けた主な施策	26
3 将来推計	32
第5章 適正処理計画	35
1 収集・運搬計画	35
2 中間処理計画	36
3 最終処分計画	37
4 施設整備に関する計画	37
5 その他ごみの処理に関し必要な事項	38
巻末資料	39

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

(1) 計画改定の趣旨

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」と言います。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活排水処理基本計画とともに一般廃棄物¹処理基本計画を構成する基本計画として、葉山町(以下「本町」と言います。)の区域内から発生するごみ²の長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めるものです。

平成 12 年に制定された循環型社会形成推進基本法は、製品等が廃棄物等となることを抑制し、「循環資源」となる場合にはその循環的な利用を促進することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の実現を図ることとしています。このような状況の中、本町は平成 23 年 3 月に、平成 31 年度までの 10 年間の計画期間とする前・ごみ処理基本計画を策定しました。計画期間の中で、一部地域で分別・収集の見直しを先行して行い、集団資源回収を積極的に推進し、資源化率を向上させています。

本計画は、前・ごみ処理基本計画の期間満了を前に、第三次葉山町総合計画後期基本計画に基づき、本町のごみ処理のあり方を総合的な見地から検討し、町民・事業者・行政が一体となって、ごみの資源化減量化の更なる推進及び適正な処理の確保を進めていくための指針として、改定を行うものです。

¹ 「一般廃棄物」とは、廃棄物のうち産業廃棄物を除くものをいい、ここではごみ、し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水のことをいう。廃棄物の分類については巻末資料 1 を参照。

² 本計画における「ごみ」とは、一般廃棄物のうちし尿、浄化槽汚泥、生活雑排水を除くものをいう。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、第三次葉山町総合計画基本構想及び後期基本計画に即し、葉山町環境基本計画等の関連計画との整合性を図りつつ策定しています。

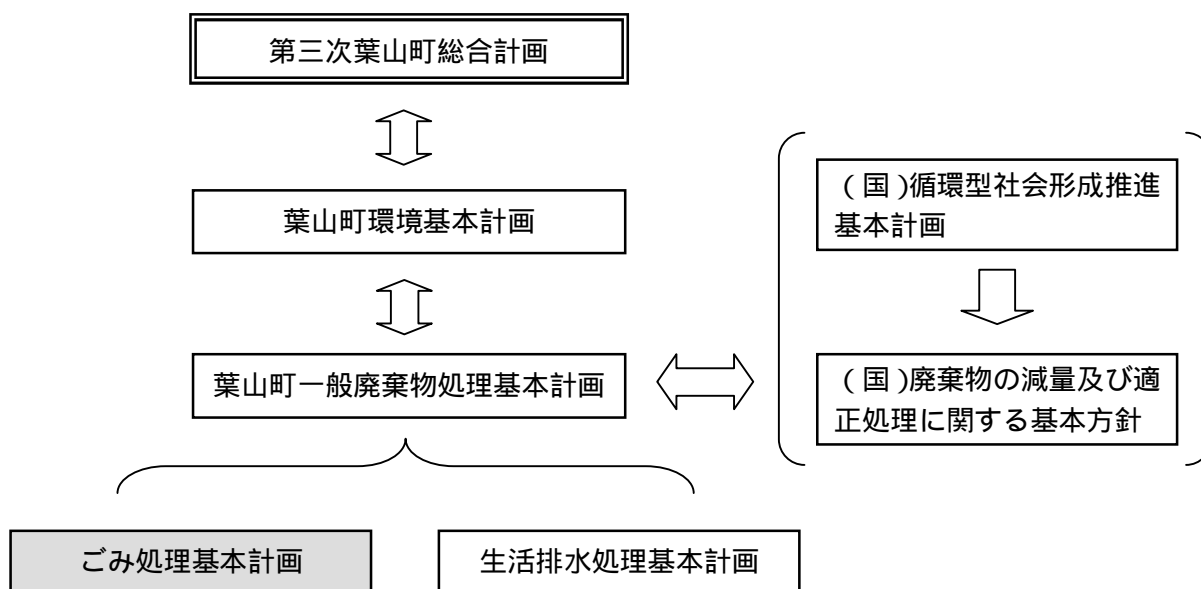


図 1-1-1 計画の位置づけ

(3) 計画の策定の考え方と期間及び目標年度

本計画は、平成 26 年度を初年度とし、平成 30 年度までの 5 年間を計画期間としますが、平成 26 年度から始まる戸別収集の減量結果や平成 27 年度に新たに策定される第四次葉山町総合計画を反映した 10 年間を計画期間とした計画の見直しを今後行います。

2 上位計画等のまとめ

(1) 葉山町総合計画

表 1-2-1 葉山町総合計画の概要

計画の名称：第三次葉山町総合計画（基本構想 後期基本計画）	
目標年次	平成 26 年度（2014）
将来像	海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山
基本目標	1．青い海と緑の丘のある美しいまち 2．文化をはぐくむうるおい、ふれあいのまち 3．安全で安心して暮らせるまち 4．住民が参加する自治のまち
廃棄物に関する基本方針	循環型社会の形成をめざしつつ、ごみを安定かつ確実に処理する体制の確立。近隣自治体との連携を追求し持続可能なごみ処理をめざす。

(2) 葉山町環境基本計画

表 1-2-2 葉山町環境基本計画の概要

計画の名称：葉山町環境基本計画	
目標年次	平成 32 年度（2020）
将来像	地球上の人々と協調・共生をはかり、 豊かな自然に囲まれた中で安全で快適な生活を実現するまち
基本目標	1．人と自然が豊かにふれあえる健全な自然環境の保全 2．健康に暮らせる良好な生活環境の保全と潤いと安らぎのある快適な環境づくり 3．資源やエネルギーを有効利用する循環型のまちづくり 4．協働と連携で進める環境保全
廃棄物に関する基本方針	ゼロ・ウェイストの推進、廃棄物の適正な処理、エネルギーの有効利用

(3) 国・神奈川県の減量化計画

ア．国の方針

国は、平成 25 年 5 月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中で、自然界から取り出す資源と自然界に排出する廃棄物の質と量を自然環境が許容できる範囲内に抑える「自然界における循環と経済社会における循環が調和する社会」や循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルを実現させる「3R型ライフスタイルと地域循環圏」、また、排出者責任や拡大生産者責任に基づく取組みが当たり前に行われている「資源効率性の高い社会経済システム」を構築することにより循環型社会の形成を目指す中長期的な方向性を示しています。このような社会に実現に向け、資源物等を除いた家庭系ごみ及びごみ排出量は約 25%、事業系ごみは約 35%削減することを取り組みの指標として示しています。

表 1-2-3 一般廃棄物の減量化取組指標

	平成 12 年度	平成 32 年度
ひとり 1 日あたりのごみ排出量	1,185 グラム (基準)	890 グラム (約 25%削減)
ひとり 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 * 集団回収・資源ごみを除く	660 グラム (基準)	500 グラム (約 25%削減)
事業系ごみ排出量	1,799 万トン (基準)	1,170 万トン (約 35%削減)

また、平成 25 年 5 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」においても、次のような目標及び指標を示しています。

表 1-2-4 廃棄物処理施設整備計画における目標及び指標

目 標	ごみの発生量を減らし、循環的な利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指 標	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみのリサイクル率 22% (H24 見込み) 26% (H29) ● 一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 24 年度の水準 (20 年分) を維持する。

イ．県の方針

県では、平成 24 年 3 月に改定された「神奈川県環境型社会づくり計画」において、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」をゼロにする「廃棄物ゼロ社会」を目指す循環型社会の形成を理念として掲げ、排出量及び最終処分量の削減と再生利用の推進について次のような目標値を定めています。

表 1-2-5 一般廃棄物の目標値

(万トン)

	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 33 年度
排出量	313 (基準)	301 (4%削減)	292 (7%削減)
再生利用量	76 (基準)	85 (12%増加)	91 (20%増加)
減量化量	207 (基準)	190 (8%削減)	176 (15%削減)
最終処分量	29 (基準)	26 (10%削減)	25 (14%削減)

第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題

1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の沿革

本町におけるごみ処理の沿革は、以下の表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 ごみ処理の沿革

年次	収集関連	処理関連	その他
昭和 28		ごみ焼却場が堀内地内に建設される(処理能力 12 トン/日)	
昭和 40 代	鉄製のごみ収集用ボックス「グリーンボックス」が町内各所に設置され、クレーン付トラックでの収集が行われた		
昭和 44		ごみ焼却場が堀内地内に再建設される(処理能力 20 トン/日)	
昭和 52	ごみ収集に巻込車を導入	現在使用している葉山町クリーンセンター(当時名称葉山町清掃センター)が建設される(処理能力 40 トン/日)	
昭和 53		不燃物処理施設完成(破碎 10t/5h)(圧縮 12.5t/5h)	
昭和 58		焼却処理施設に排ガス浄化のための「電気集塵機」を設置	
昭和 59	乾電池の分別収集開始		
平成 3	集団資源回収による古紙類の資源化開始 牛乳パック等の拠点回収		
平成 4			リサイクル掲示板設置
平成 7	ペットボトルの分別開始		
平成 9	黒色ごみ袋の使用禁止		ごみ減量化等推進員、コンポストアドバイザー設置
平成 11	プラスチックごみの分別収集開始		家庭用生ごみ処理機補助開始
平成 12	ガラスびんの分別収集開始		
平成 13	ごみステーションに現在のネットボックスを設置 リサイクル法家電の分別開始	ペットボトル減容機設置(処理能力 100kg/h)	
平成 14	ミックスペーパー分別収集開始 粗大ごみ有料化	焼却処理施設に排ガスの高度処理施設「バグフィルター」設置(処理ガス量 22,500N m ³ /h×2 系列)	
平成 18	容器包装プラスチック分別収集開始	容器包装プラスチック保管施設建設(容積約 138 m ³)	
平成 20	事業系植木剪定枝資源化本格開始		
平成 21			生ごみ処理容器窓口販売開始
平成 22	モデル地区で戸別収集開始	焼却処理施設の休止	
平成 24	家庭系植木剪定枝資源化本格開始 先行地区で戸別収集開始		

(2) ごみと資源物の処理の流れ

本町におけるごみと資源物の処理の流れは、平成 24 年度現在、以下の図 2-1-1 に示すとおりとなっています。ごみと資源物の分別区分は、可燃ごみ、不燃ごみ（缶・金属類含む）、プラスチックごみ、粗大ごみ、新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、ミックスペーパー、容器包装プラスチック、白トレイ、ガラスびん、乾電池、植木剪定枝、ペットボトルの計 15 分別です。

このほか、集団資源回収で新聞、雑誌、ダンボール、古布の資源化を実施しています。

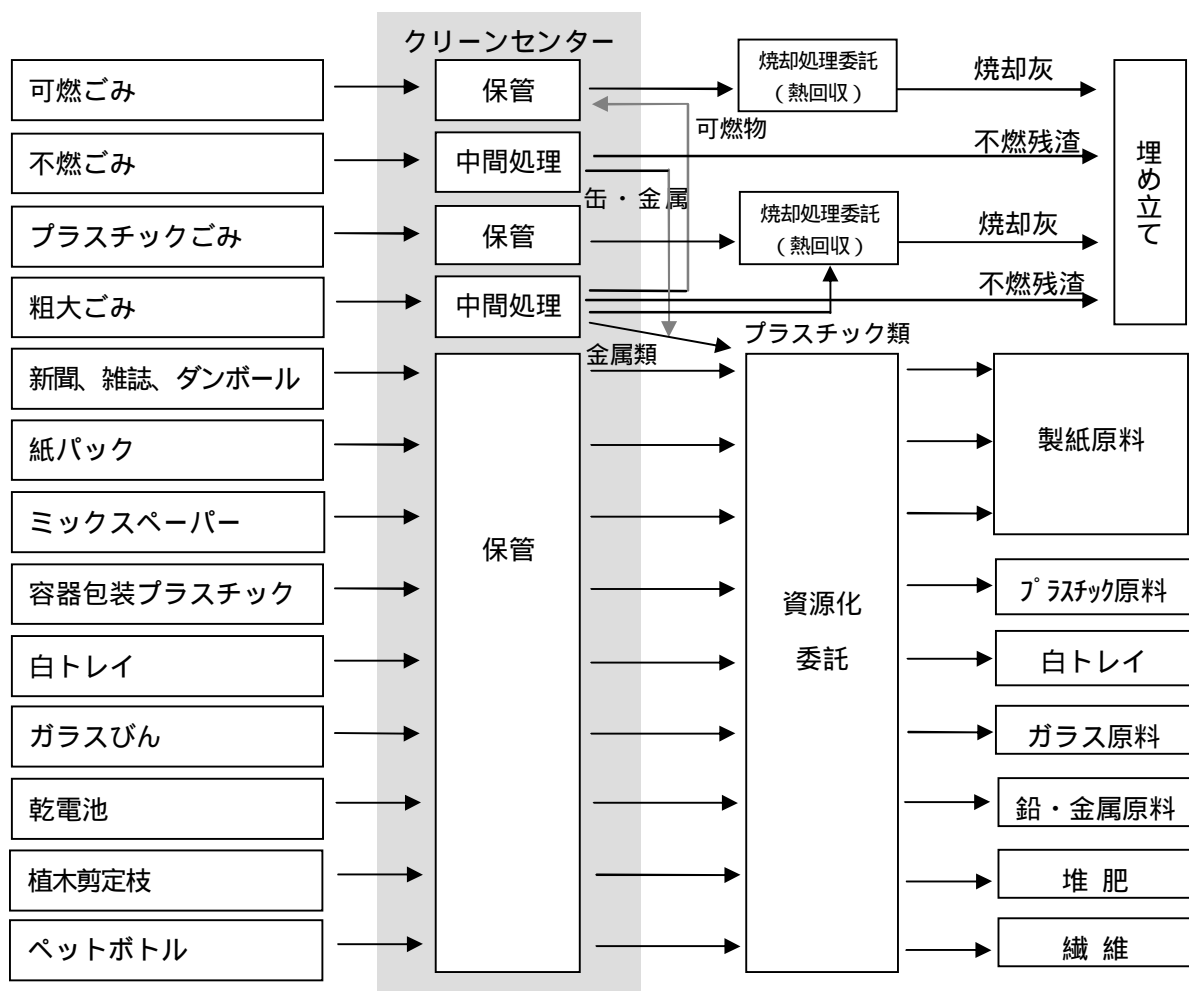


図 2-1-1 ごみと資源物の処理の流れ

(3) ごみ量の推移

過去5年間の推移は表2-1-2のとおりです。

表2-1-2 ごみと資源物量の推移

(単位：トン)

		H20	H21	H22	H23	H24	
人口(人)		32,234	32,389	32,766	32,861	32,813	
世帯(世帯)		12,525	12,691	12,539	12,639	12,671	
可燃ごみ	収集	6,617	6,656	6,327	6,060	5,230	
	直接搬入	998	944	1,000	1,204	1,475	
	計	7,615	7,600	7,327	7,264	6,705	
不燃ごみ	収集	721	700	530	616	760	
	直接搬入	164	237	142	144	118	
	計	885	937	672	760	878	
プラスチックごみ	収集	578	585	616	624	631	
	直接搬入	193	177	146	207	180	
	計	771	762	762	831	811	
粗大ごみ	収集	77	103	91	95	82	
	直接搬入	73	83	77	104	204	
	計	150	186	168	199	286	
資源物	新聞・雑誌 ダンボール	収集	649	610	561	613	626
		直接搬入	121	113	171	80	130
		計	770	723	732	693	756
	紙パック	収集	1	1	4	4	7
	ミックス-パ-	収集	298	362	434	435	432
	容器包装プラスチック	収集	322	313	341	267	355
	白トレイ	収集	1	1	1	1	1
	ガラスびん	収集	69	61	144	110	57
	乾電池	収集	0	0	0	2	3
	植木剪定枝	収集	0	0	57	640	1,046
		直接搬入	782	927	1,098	1,111	1,101
		計	782	927	1,155	1,751	2,147
	ペットボトル	収集	67	72	75	73	85
	古布	直接搬入	0	0	3	16	23
	資源物収集合計		1,407	1,420	1,617	2,145	2,612
	資源物直接搬入合計		903	1,040	1,272	1,207	1,254
リサイクル法廃家電		29	0	0	0	0	
資源物合計(回収量)		2,340	2,460	2,889	3,352	3,866	
収集体量合計		9,400	9,464	9,181	9,540	9,315	
直接搬入量合計		2,331	2,481	2,637	2,866	3,231	
総合計(総排出量)		11,760	11,945	11,818	12,406	12,546	
(参考)ひとりあたり排出量(g/日)		999.5	1,010.4	988.2	1,034.3	1,047.5	

集団資源回収分は除きます。

総排出量をグラフで表すと、図 2-1-2 のとおりとなります。

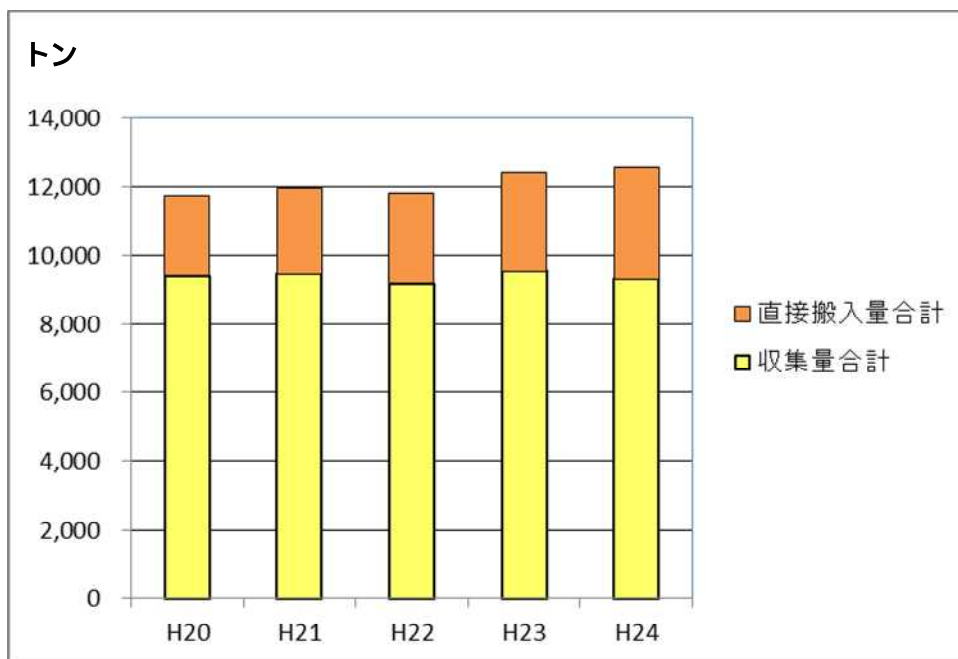


図 2-1-2 総排出量の推移

総排出量を人口と年間日数で割った人口ひとり1日あたりのごみ排出量(以下「原単位」といいます。)は、図 2-1-3 のとおりです。平成 24 年度には 1,047.5 グラムとなっています。

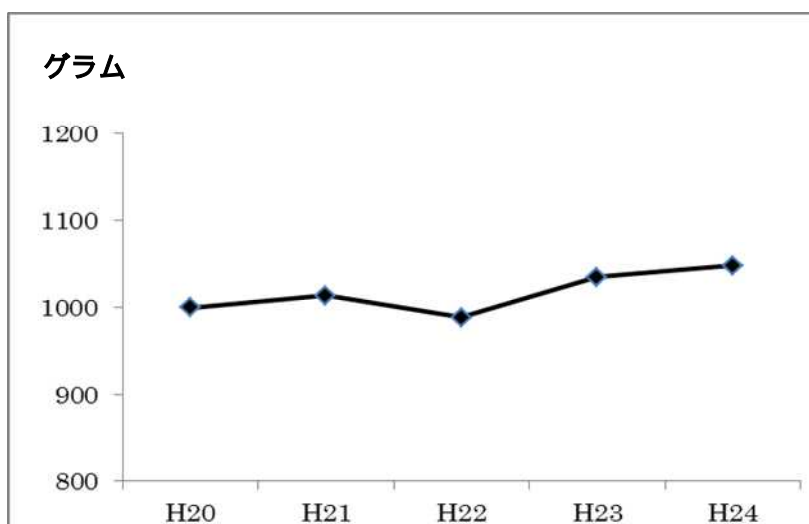


図 2-1-3 ひとり1日あたり排出量の推移

(4) ごみの性状

本町では、ごみの性状を詳細に把握するため、ごみのサンプルを発生源で種類ごとに抽出し、組成を分析して資源化減量化施策の検討の基礎としています。分析の結果からは、混入物の分別強化や代替処理の推進によって更なる減量の可能性が示唆されます。分析結果は次のとおりです。

ア．家庭系

可燃ごみ

家庭系可燃ごみのうち、生ごみが58.4%、紙おむつ等が10.4%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙類は11.2%含まれています。

(調査時期：平成20年7月、平成21年2月 / 抽出量：約1,250kg)

* 単独で出された植木剪定枝は除く。

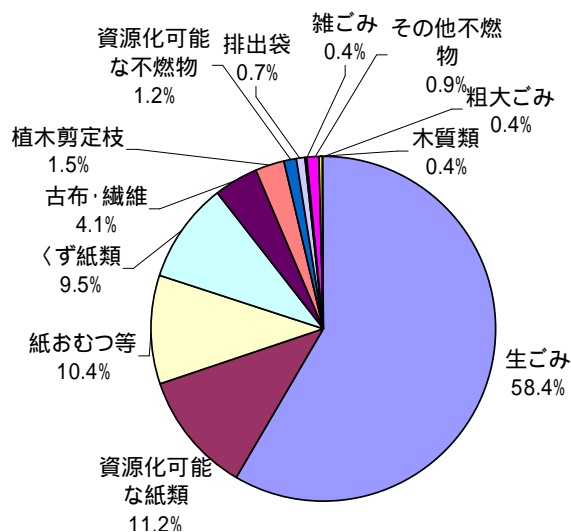


図 2-1-4 家庭系可燃ごみ

不燃ごみ

家庭系不燃ごみのうち、陶磁器類が13.5%、ガラス類が7%と大きな割合を占めています。資源化可能な物は、びん類が49.6%と大きな割合を占めています。

(調査時期：平成21年6月～7月 / 抽出量：約390kg)

* プラスチックごみ及び資源化される金属類・缶類は除く。

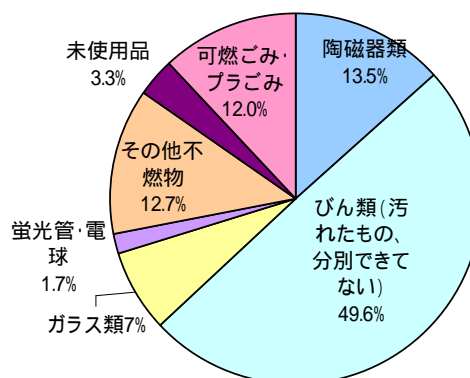


図 2-1-5 家庭系不燃ごみ

プラスチックごみ

家庭系プラスチックごみのうち、容器包装プラスチック類が45.0%を占め、そのうち洗浄されていない汚れた容プラが26.3%、きれいな容プラが18.8%を占めています。可燃ごみの混入も5.7%と多く見られます。

(調査時期：平成21年6月～7月 / 抽出量：230kg)

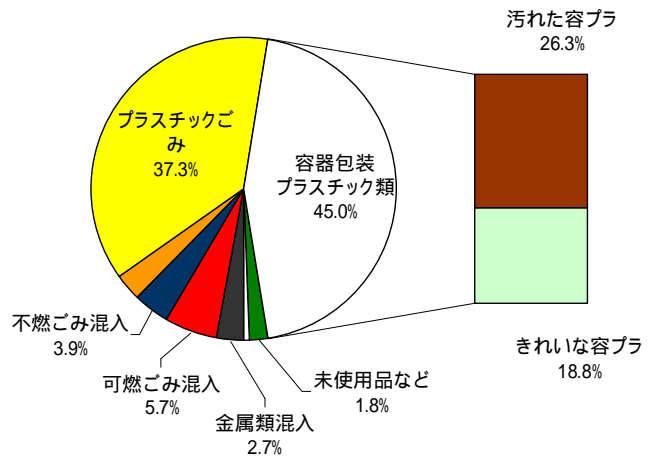


図2-1-6 家庭系プラスチックごみ

イ．事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物のうち、生ごみが49.3%、未開封の食品が22.7%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙は5.8%含まれています。

(調査時期：平成21年7月 / 抽出量約500kg)

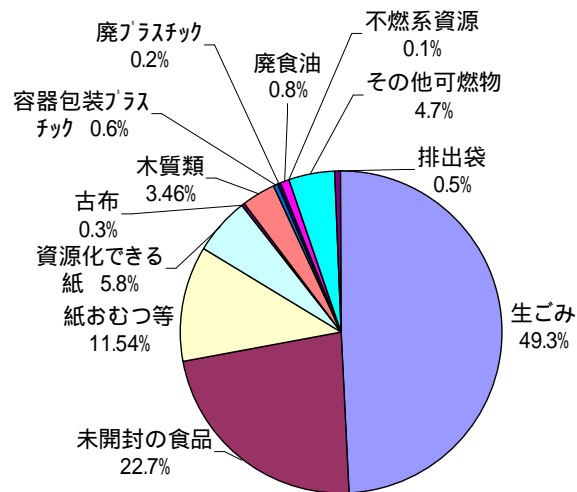


図2-1-7 事業系一般廃棄物

2 資源化の現状

(1) 処理量の推移

本町における焼却、埋立、資源化の過去5年間の推移は表2-2-1のとおりです。平成24年度の焼却量は7,710トンとなっており、20年度比で8%減、集団資源回収を含めた資源化量は4,674トンで20年度から48%の増加となっています。

表2-2-1 処理量の推移

(単位：トン)

		H20	H21	H22	H23	H24
焼却	可燃ごみ	7,631	7,725	7,270	7,291	6,885
	プラスチックごみ	771	762	762	831	825
	小計	8,402	8,487	8,032	8,122	7,710
埋立	不燃ごみ残渣	562	527	480	512	556
資源物	植木剪定枝	782	927	1,155	1,751	2,147
	容器包装プラスチック	322	313	341	267	355
	白色トレイ	1	1	1	1	1
	新聞	187	163	154	154	151
	雑誌	332	295	296	272	296
	段ボール	250	265	282	267	309
	紙パック	1	1	4	4	7
	ミックスペーパー	298	362	434	435	432
	ペットボトル	67	72	75	73	85
	ガラスびん	69	61	144	110	57
	アルミ缶	54	61	60	58	57
	スチール缶	126	123	109	104	99
	プレス干地	99	102	87	92	93
	鉄くず	36	47	49	39	41
	不燃残渣中間処理後資源化	26	28	20	22	21
	布団	21	21	22	20	23
	古布	0	0	3	16	23
	リサイクル法廃家電	29	0	0	0	0
	その他廃家電	96	89	70	85	80
	小計	2,796	2,931	3,306	3,770	4,277
その他(乾電池・廃タイヤ)		0	0	0	2	3
合計		11,760	11,945	11,818	12,406	12,546
集団資源回収量		245	236	258	270	394
焼却残渣資源化量		113	77	57	0	0
資源化率		26.3%	26.6%	30.0%	31.9%	36.1%

「その他」は、神奈川県区分によります。

処理の内訳は、図 2-2-1 のとおりです。最も割合が多いのは焼却で、平成 20 年度には全体の 70%を占めていましたが、過去 5 年間で資源化が進み、24 年度には 59.6%まで削減されました。その他、24 年度実績では、埋め立てが全体の 4.3%、資源化が 36.1%となっています。

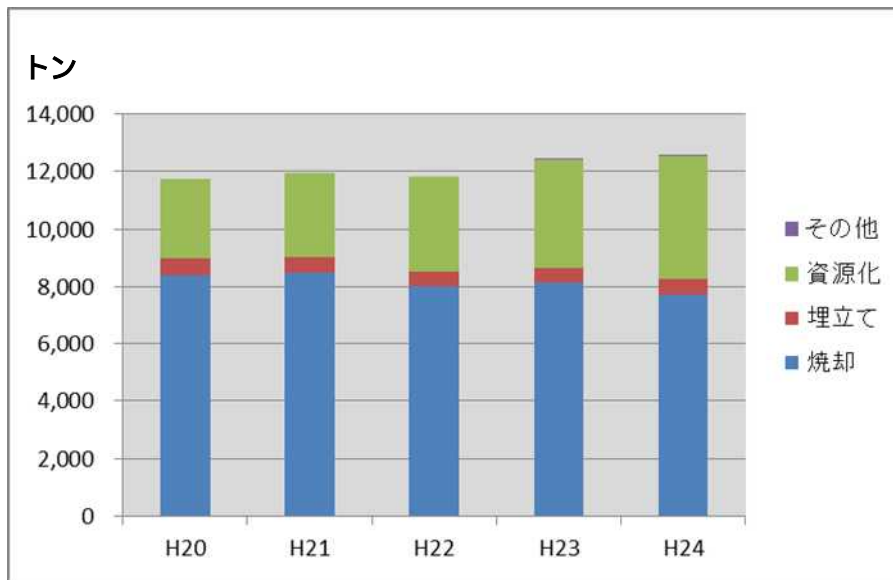


図 2-2-1 処理の内訳の推移

資源化量を総排出量で割った各年度の資源化率は、図 2-2-2 とおりです。

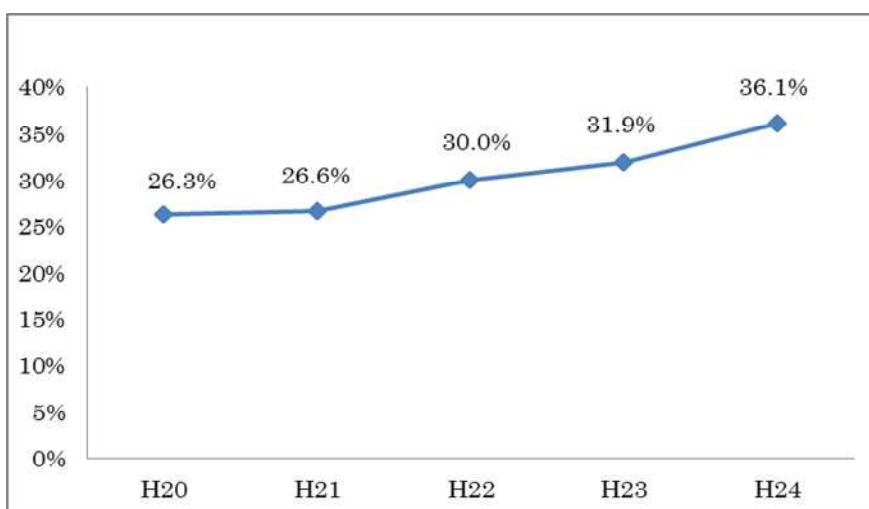


図 2-2-2 資源化率の推移

(2) 集団資源回収の現状

町内会・子ども会等が主体となり、古紙・古布等の資源物を自主回収する集団資源回収制度の推移は図2-2-3のとおりとなっています。実施団体には、町から奨励金を支払っています。

実施団体数：24 団体（平成 24 年度）

対象品目：新聞、雑誌、ダンボール、ミックスペーパー、紙パック、金属類、古布

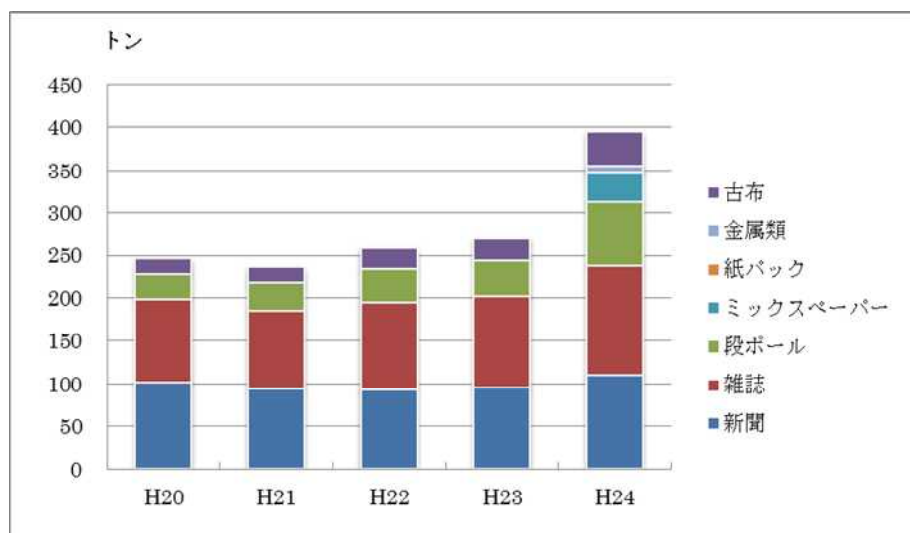


図 2-2-3 処理量の推移

(3) 生ごみ処理の普及

可燃ごみに占める割合が多い生ごみの資源化減量化を進めるため、生ごみ処理機等の普及を強力推進しています。平成 2 年度から 20 年度まで実施したコンポスターの無償貸与制度を土台とし、平成 11 年度からは電動生ごみ処理機等の購入補助を開始、平成 21 年度には、対象機種を増やした割引販売の開始、手動式生ごみ処理機の 200 世帯モニター事業、公募によるモデル地区での集中的な普及など、重層的な取組みにより、使いやすい生ごみ処理機等の普及に努めています。町民の考案によるバクテリア de キエーロ、ベランダ de キエーロは、商品化され、町外にも使用者を増やしています。



バクテリア de キエーロ

表 2-2-2 各種生ごみ処理機の普及台数

年度	地上式コンポスター	埋込式コンポスター	EMバケツ	バクテリアdeキ-口	ベランダdeキ-口	電動生ごみ処理機	手動式生ごみ処理機	計
H2～19	2,354	725	0	0	0	402	0	3,481
H20	101	0	0	0	0	24	0	125
H21	134	60	146	163	0	40	332	875
H22	51	43	41	132	56	27	26	376
H23	54	19.5	24.5	118	228	16	0	460
H24	43	9.5	24	79	197	12	0	364.5
計	2,737	857	235.5	492	481	521	358	5,681.5

補助台数を世帯数で割った単純普及率は、平成 24 年度末時点で 44.8%となりますが、使用者アンケートや電話での聞き込みをもとに算出した実質的な普及率は、24 年度末時点で約 31.3%と推計されます。

(4) 再使用の促進

町内におけるリユース推進の一環として、不用品交換による再使用の促進を目的とするリサイクル掲示板「葉山リサイクル」を設置しています。平成 20 年度にオンライン化を行い、町ホームページから利用できるようにしたことで、さらに利用が進んでいます。

表 2-2-3 リサイクル掲示板の利用推移

(件)

	ゆずります		ゆずってください		計		
	掲載	成立	掲載	成立	掲載	成立	成立率
H20	87	51	16	6	103	57	55.3%
H21	127	104	48	16	175	120	68.6%
H22	141	100	34	6	175	106	60.6%
H23	153	105	35	8	188	113	60.1%
H24	191	135	19	7	210	142	67.6%

3 収集・運搬及び施設の現状

(1) 収集・運搬の現状

収集・運搬の概要は、表 2-3-1 に示すとおりです。また、ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者世帯などを対象に、戸別の「ふれあい収集」を福祉施策として実施しています。

表 2-3-1 収集・運搬の現状

分別区分	主体	収集方法	ステーション数	収集頻度	収集車両	排出方法	
家庭系ごみ	可燃ごみ	直営	ステーション	900 超	週 2	パッカー車	透明・半透明の袋
	不燃ごみ	委託	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	プラスチックごみ	委託	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	粗大ごみ	直営	戸別		随時申込	平ボディ車	
	新聞	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	雑誌	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	ダンボール	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	紙パック	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	ミックスペーパー	委託	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	紙袋に入れる
	容器包装プラスチック	直営	ステーション	900 超	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	白トレイ	直営	ステーション	900 超	週 2	平ボディ車	紐で縛る
	ガラスビン	委託	ステーション	900 超	週 1	平ボディ車	透明・半透明の袋
	乾電池	委託	ステーション	900 超	週 1	平ボディ車	透明・半透明の袋
	植木剪定枝	直営	ステーション	900 超	週 2	パッカー車	透明・半透明の袋 紐で縛る
	ペットボトル	直営	ステーション	900 超	月 2	パッカー車	透明・半透明の袋
事業系一般廃棄物	事業者による自己搬入 または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託					手数料 25 円 / kg	

(2) 葉山町クリーンセンター施設整備状況

ごみ焼却施設 (平成 23 年 11 月 29 日休止)

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286

処理能力：40 t / 日 [20 t / 8h × 2 系 (10 t / 8h × 4 炉)]

処理方式：機械化バッチ燃焼式焼却炉

建設年度：(着工) 昭和 51 年 4 月 (竣工) 昭和 52 年 3 月

設計・施工：東洋技研 (株)

排ガス高度処理施設整備：(着工) 平成 14 年 3 月 (竣工) 平成 14 年 12 月

不燃物処理施設

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286

処理能力：(破碎) 10 t / 5h (圧縮) 12 t / 5h

建設年度：(竣工) 昭和 53 年 3 月

設計・施工：旭エンジニアリング (株)

ペットボトル減容施設 (平成 24 年 3 月 31 日廃止)

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286

処理能力：100kg/h

建設年度：(竣工) 平成 13 年 3 月

設計・施工：油研工業 (株)

4 処理費の現状

過去5年間のごみ処理費の実績は、表2-4-1のとおりです。平成23年度は、総額約8億円となっています。4年間の推移は、図2-4-1に示すとおり、総額ベースで約13%の削減となっています。

表2-4-1 過去4年間のごみ処理費実績

(単位：千円)

	処理及び維持管理費			建設改良費	総額	1トンあたり処理費(円)	ひとりあたり処理費(円)
	収集運搬費	中間処理費	最終処分費				
平成20年度	281,252	402,865	121,415	125,900	931,432	68,498	24,990
平成21年度	246,516	370,689	108,767	117,054	843,026	60,776	22,414
平成22年度	254,990	321,316	136,102	74,430	786,838	60,282	21,742
平成23年度	272,925	219,752	314,909	0	807,586	65,096	24,576

(『神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要』平成20年度～平成23年度)

1トンあたり及びひとりあたりの処理費は県の算出方法によります。

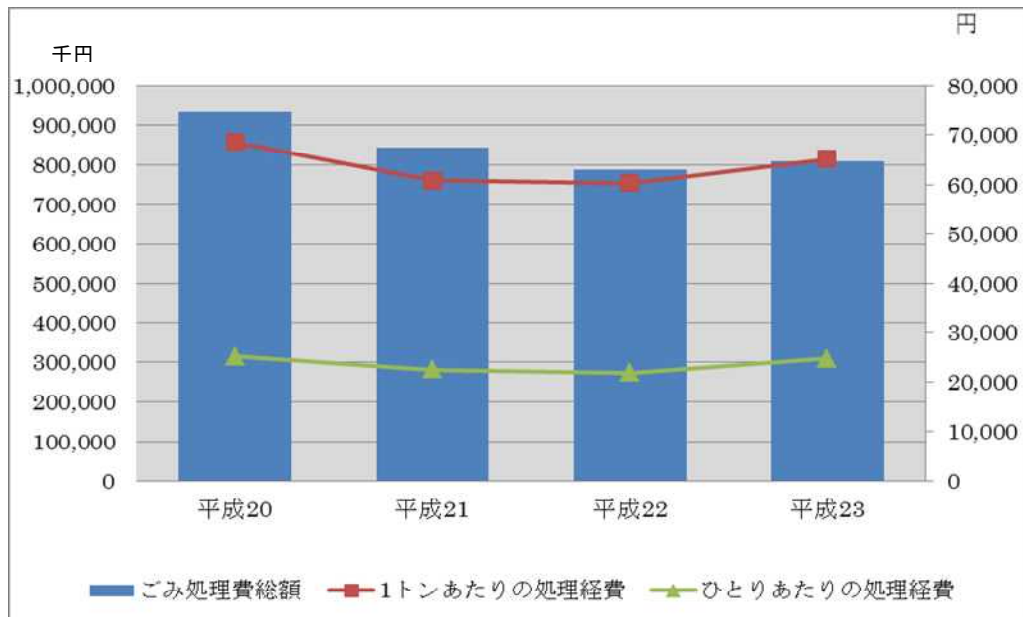


図2-4-1 ごみ処理費の総額・ひとりあたり処理費・1トンあたり処理費の推移

処理費の内訳を目的別にみると、図 2-4-2 のとおり、人件費及び焼却処理にかかる費用が大きな割合を占めています。

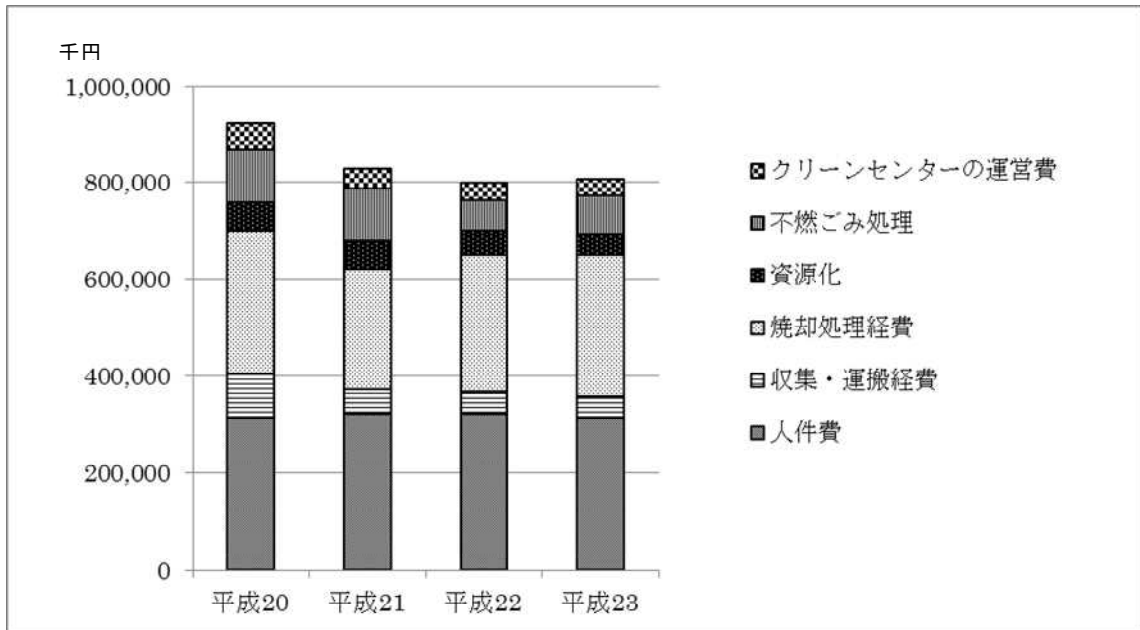


図 2-4-2 目的別処理費の推移

5 不法投棄の現状

不法投棄の現状は、表 2-5-1 のとおりです。投棄物の内容は、自転車や廃家電など小規模なものにとどまっています。

表 2-5-1 不法投棄の発生件数

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
件 数	26	13	4	18	11

6 ごみ処理に関する課題

(1) 適正処理の確保

本町クリーンセンターの焼却炉は、昭和 52 年の竣工以来築 30 年を超え、老朽化が進んでいます。補修工事費も高額に及んでおり、本町にとって、適正な焼却処理の確保は、処理費削減の面からもきわめて重要な課題と言えます。

町財政が厳しさを増す中、本町が町単独で数十億円に及ぶ焼却炉の建設を進めることは困難です。仮に建設を進めても、人口 3 万人あまりの本町の規模では、焼却炉はスケールメリットの低い最小規模のものとなり、処理効率及び費用効率は著しく不利にならざるを得ません。近隣自治体 4 市 1 町で進めてきたごみ処理広域化の協議も、生ごみ資源化施設の実現性などをめぐって鎌倉市及び逗子市が離脱し、本町においても、規模の異なる自治体間での共同処理への懸念や、搬入車両の増加による町民生活への影響、施設建設に対する近隣住民の反対、負担金の配分の公平性、20 年後の施設更新時の不透明性など、様々な課題が指摘されました。こうした状況を踏まえ、本町は平成 20 年 5 月に横須賀市・三浦市との 2 市 1 町ごみ処理広域化協議会からの離脱を決めました。

平成 13 年のダイオキシン類対策など、環境規制の強化が進み、焼却施設の高度化が求められる中、国は平成 20 年、地方自治体の厳しい財政状況も踏まえ、既存の施設の長寿命化を推進する方針を打ち出しました。本町では、平成 20 年度から 21 年度にかけて焼却炉の大規模修繕を行い、施設の延命化を図っておりましたが、平成 22 年にクリーンセンターの放流水から基準値を超えるダイオキシン類が検出され、焼却施設は休止しております。現在は、民間施設への委託により処理しておりますが、近隣自治体等とのパートナーシップ構築も視野に入れながら、適正かつ安定的な処理の確保を進めていく必要があります。その間、資源化減量化の推進によって施設への依存度を可能な限り減らし、町財政を圧迫する施設問題の抜本的な解決に結びつけていくことが不可欠となります。

(2) 資源化減量化の推進

平成 24 年度時点で、本町の排出するごみの 59.6%が焼却処理に頼っており、埋め立てが 4.3%、資源化は 36.1%という状況です。上述のとおり、適正な焼却処理の確保が重要な課題となる中、焼却の計画的な削減と資源化の推進は、本町のごみ処理の安定化、更には環境負荷の低減や資源の有効活用の観点から見ても、きわめて重要な課題であると言えます。

町では現在、粗大ごみ及び植木剪定枝を含む計 15 品目の分別を行っていますが、資源化の更なる推進に向け、古布などの新規分別品目の追加を進める必要があります。また、従来 of 分別についても、先進自治体の事例などを参考に、現行ルールを抜本的に見直し、より分かりやすく効率的な分別方式を実現することによって、資源化の向上を図ることが重要です。

また、生ごみ処理の普及推進による資源化減量化の継続強化も欠かせません。本町の生ごみ処理普及率は、周辺自治体に比して高い状況ですが、費用対効果の高い生ごみ処理によって、焼却処理の大半を占める生ごみの資源化減量化をより一層推進することは、本町のごみ処理にとって大きなメリットとなります。

(3) 収集方式の改善

本町は現在、町内 900 箇所を超えるごみステーションからごみを収集していますが、利用者によるステーションの管理運営は必ずしも良好な状況ではなく、不適正排出や分別の不徹底が後を絶たず、排出マナー等をめぐって近隣トラブルに発展するケースも見られます。排出者の特定が困難であるステーション方式の問題点を踏まえ、責任ある排出が促される収集方式の構築を図ることによって、より快適なごみ出しの環境を確保することが求められます。

先進自治体の事例からは、収集方式の改善が資源化減量化の促進に結びつくことが示されており、本町においても、複合的な施策の導入により、相乗的な効果を期すことが重要です。現在の収集方式の非効率的な点を改め、収集から処理にかかる経費の抑制に向けて、収集頻度やルートを総合的に検討し、効率的かつ最も費用対効果の高い収集方式の実現を目指す必要があります。

(4) 事業系一般廃棄物の発生抑制と資源化

本町では、ごみ量全体の約 2 割が直接搬入によってクリーンセンターに持ち込まれており、その大半が事業系一般廃棄物と考えられます。少量排出事業者によるステーション排

出分と合わせると、事業系一般廃棄物は無視できない割合を占める計算となりますが、これまで本町では、これら事業系一般廃棄物の発生抑制と資源化に向け、有効な施策を打ち出すことができていませんでした。こうしたことから、手数料の見直しやあわせて処理をしていた産業廃棄物の受入れの見直しを行いました。今後も搬入ごみの展開検査を継続的に行い、適正排出の強化を行うほか、町からの補助や優良事業者に対する特典など、様々な観点からの検討を行う必要があります。

(5) 処理費の削減

本町は塵芥処理費の削減に努めてきましたが、生活排水処理費を含む廃棄物処理費の一般会計決算額に占める割合が高く、高額処理費を脱するには至っていません。今後、適正処理を維持しつつ、ごみ処理費を引き下げることが大きな課題です。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざします

「ゼロ・ウェイスト」は、英語で「ごみや無駄をゼロにする」の意です。本町では、ゼロ・ウェイストの理念のもと、ごみの資源化減量化に正面から取り組み、資源の無駄を可能な限り減らすとともに、処理の効率化を進め、ごみ処理をめぐる無駄を段階的になくすことを目指します。葉山町の考えるゼロ・ウェイストは、以下の3点に集約されます。

(1) ごみを減らす

資源化減量化の推進による環境負荷の低減は、いまや世界的な使命と言えます。ゼロ・ウェイストは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の「3R」を進め、限りある資源をできる限り有効に活用します。資源になるものを分けて回収し、リサイクルするのみならず、発生抑制や再使用に組み、「ごみを減らす生活」によって焼却と埋め立てを減らします。

(2) 無駄をなくす

ゼロ・ウェイストは、ごみ量を減らすことだけが目標ではなく、ごみ処理をめぐるあらゆる無駄を見直そうという考え方です。資源化減量化によって資源の無駄を削減するのみならず、ごみ処理の効率化を進め、処理費の無駄を作らない町を目指します。更に、かける費用はできる限り環境配慮型の用途に向けていきます。

(3) 地域の力が高まる

ゼロ・ウェイストは、町民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、協力しながら取り組みを進めることにより、「地域の力」を高めます。三者が協働できる場を設け、町の人材と知恵が生かされることで、ゼロ・ウェイストを通して、まちづくりの基本となる地域の活力が強化されます。

2 基本方針

本町では、ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざす基本方針として、以下の5つを掲げます。

方針1：地域に合った方法を選ぶ

地域性や人口規模を考慮し、本町に適した持続可能なごみ処理のあり方を選択します。地域の人材や特性を活かしつつ、住民の利便性、収集や処理の効率性、資源化減量化の効果を最大限に導き出す方法を検討します。

方針2：実践から発想する

町にふさわしい取組みを見極める上では、机上ではなく、常に現場から発想し、実験的な取組みにも積極的に挑戦する姿勢が求められます。ゼロ・ウェイストの取組みを通して、新しい発想や手法を生み出し、柔軟に改善します。

方針3：適正な処理技術・施設を選択する

処理技術・施設への安易な依存は、処理費を膨らませ、ごみ処理のあり方を硬直化させる要因となります。まずは発生抑制と資源化減量化を進め、本町の状況に合った、環境負荷の低い適正な処理技術・施設を選択することにより、施設への依存度を減らします。

方針4：良い取組みが報われる

資源化減量化の促進には、個人・団体・事業者による減量努力や取組みが正当に評価され、更なる努力や取組みに向け、正の動機づけがなされることが重要です。良い取組みが報われ、幅広い層が主体的に参画できる仕組み作りを進めます。

方針5：段階的にごみを減らす

ゼロ・ウェイストの長期目標に向け、短期の目標を設定し、段階的にごみの削減を進めます。具体的な目標を設けることで資源化減量化を計画的に進め、各段階に合わせた最適な手法を導入します。

以上の基本方針に基づき、まずは、平成 27 年度末までに燃やすごみの平成 22 年度比 30 パーセント減を目指します。

また、ごみの減量化・資源化を進めていく上では、町民・町内事業者・行政の取組みのみに止めるのではなく、最終的にごみとなる製品の製造段階から、より資源化しやすく、ごみになりにくい製品の製造が求められます。こうしたことから、拡大生産者責任制について調査・研究を進めるとともに、他の環境先進都市とも連携して国・業界団体等に対するより効果的かつ発展的なアプローチを検討します。

第4章 ごみ処理基本計画

1 ごみの減量目標

ごみの減量目標として、平成27年度末までに次の目標達成を目指します。

燃やすごみ 5,129t（平成22年度実績 7,327t の30%減）

今後の目標については、平成26年6月から行う戸別収集の実績を踏まえ、平成28年度以降に向けた計画の見直しに合わせて新たな目標値を定めます。

2 目標達成に向けた主な施策

（1）新しい分別収集

平成26年6月から、表4-2-1のとおり分別収集体系を大幅に改善し、わかりやすく快適な分別収集の実現を目指します。

表 4-2-1 新しい分別収集

現 行		計 画
可燃ごみ 植木剪定枝	▶	燃やすごみ 植木剪定枝 古布 廃食油
不燃ごみ	▶	埋め立てごみ アルミ缶 スチール缶 スプレー缶 金属類 小型電気製品
ガラスびん 乾電池 プラスチックごみ 容器包装プラスチック 新聞 雑誌 ダンボール 紙パック ミックスペーパー ペットボトル 白トレイ	▶	ガラスびん 危険ごみ（乾電池等） プラスチックごみ 容器包装プラスチック 新聞 雑誌 ダンボール 紙パック ミックスペーパー ペットボトル 白トレイ
粗大ごみ		粗大ごみ

新規分別の追加

- ・組成分析の結果及び先行地区における取組み結果から、ごみの減量効果が大きい古布、金属類等の新規分別を開始します。

戸別収集の導入

- ・一部地域で先行して行なった分別・資源化の取組み結果から、ごみの戸別収集を実施し、ごみの減量化を推進します。
- ・排出者責任を明確にする戸別収集の実施等により、まちの美化、不適正排出の抑制とともに、利便性の向上を目指します。

資源物回収の改善

- ・資源物をごみと明確に区分して収集することにより、ごみの資源化・減量化を進めます。
- ・資源物の回収については、品目別に用意したカゴ等に分け入れる拠点回収方式を取り入れ、分別ルールの分かりやすさ及び資源物の質の向上を目指します。
- ・古紙類、古布を始めとする有価物については、資源の売却益を地元還元できる集団資源回収制度の推進を検討します。

なお、粗大ごみの回収、高齢者向けのふれあい収集については、引き続き実施します。

(2) 新しい処理の体系

新しい分別収集の導入に伴う処理の体系は、図4-2-1に示すとおりです。



図4-2-1 新しい処理の体系

(3) 生ごみ処理の推進

ごみの代表格である生ごみの自家処理を推進し、ごみの収集と処理の効率性を高めます。

使いやすい処理機の普及

- ・各世帯の生活様式に合わせ、無理なく生ごみ処理が行えるよう、多様な生ごみ処理機等を調査・紹介し、安心して利用できる手軽な処理機の普及を進めます。

使用率・継続率の向上

- ・生ごみ処理に取り組む世帯に対し、きめ細やかなケアを行うことで疑問や課題を解消し、機器の使用率及び処理の継続率を向上させます。
- ・その過程を通して得られた有益な情報をデータベースに蓄積するとともに、全町に広く発信し、町全体の生ごみ処理の質の底上げを目指します。

取組み易い処理方式の調査

- ・集合住宅など、戸別処理が困難な世帯に向け、より取組み易い機種種の調査・開発を引き続き進めるとともに、集会的な処理などあらゆる方面から生ごみの資源化の仕組みについて調査検討を進めます。

(4) 事業系一般廃棄物

ごみの資源化減量化

本町のごみ全体の2割以上を占めると考えられる事業系一般廃棄物の資源化減量化及び適正排出を進めます。

- ・クリーンセンターへの搬入の際、受け入れ時のチェック機能を強化させ、分別排出ルールへの遵守を推進し、資源化減量化を進めます。
- ・事業系一般廃棄物の7割を占める生ごみについて、集会的処理も視野に入れ、資源化の仕組みについて調査検討を進めます。
- ・資源回収協力店など、資源化減量化に資する取組みを行う事業者に対し、プラスの動機づけの確保を進めます。

(5) その他

資源回収拠点の拡充

- ・更なる資源化の促進と利便性の向上のため、店舗回収の拡充のほか、町民が各種資源物を直接持ち込むことのできるリサイクルセンター等の設置を検討します。

リユース(再使用)の取組み

- ・衣服や日用品など、再使用が可能な物品について再使用が促進されるよう、リユース

ス市等の交流の場を創設し、ごみの発生抑制に努めます。

ごみ減量化施策の研究

- ・有料化等のごみの減量化施策について、先進事例等の調査研究を進め、町にあった有効かつ効率的な施策の構築に努めます。

環境教育の充実

- ・ゼロ・ウェイストのまち葉山の実現に向けて、将来世代に渡ってその理念が根つき、取組みが推進されるよう、将来を担う子どもたちに、学校教育の段階から資源化減量化の大切さを伝える環境教育の充実を図ります。

3 将来推計

(1) 人口推計

日本全体において少子高齢化による人口減が進む中、本町においては転入人口の増加等により毎年人口増が続いてきました。しかし、本町の人口は、今後減少すると予測されます。本計画では、国勢調査及び人口統計調査を基にコーホート法により推計しました。

表 4-3-1 将来人口

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30
人口	32,177	32,363	32,144	31,978	31,446

(2) 推計の条件

ア．家庭系ごみ・資源物

原則として先行して戸別収集を行った地区の実績やその他地域の過去の実績、組成分析データ等から将来の傾向を予測するとともに、収集方式の変更等による影響や推計人口を加味し、年度毎のごみ量を予測します。

イ．事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物や資源物は、社会情勢や気象の影響を受けやすく、単年度単位で大きく増減する場合がありますが、搬入手数料の見直しの影響や過去の実績を考慮して推計します。

(3) 推計結果

収集総量の推計結果は表 4-4-3 のとおりとなっています。

表 4-4-3 ごみ・資源物の収集総量推計結果

(単位：トン)

	H26	H27	H28	H29	H30
推計人口(人)	32,177	32,363	32,144	31,978	31,446
計画収集量(家庭+事業)	11,458	11,434	11,305	11,198	10,969
ごみ収集量(家庭+事業)	6,148	6,093	5,992	5,904	5,753
資源物収集量(家庭+事業)	5,310	5,341	5,313	5,294	5,210
家庭系(ごみ+資源物+粗大)	9,068	9,074	8,996	8,934	8,770
ごみ(+ +)	4,669	4,648	4,593	4,546	4,447
燃やすごみ	4,019	3,995	3,945	3,901	3,813
埋め立てごみ	445	447	444	442	434
プラスチックごみ	205	206	204	203	200
資源物(~)	4,090	4,115	4,094	4,081	4,021
植木剪定枝	1,154	1,160	1,152	1,147	1,127
容プラ・白トレイ	857	862	856	852	838
ペットボトル	103	103	102	102	100
電球・蛍光管	7	7	7	7	7
乾電池	1	1	1	1	1
古紙類	868	873	867	863	849
ミックスペーパー	586	589	585	582	573
古布	160	161	160	159	156
金属類	153	154	153	152	149
びん類	137	141	147	152	158
小型廃家電	64	64	64	64	63
粗大ごみ	309	311	309	307	302
事業系一般廃棄物	2,390	2,360	2,309	2,264	2,199
ごみ	1,170	1,134	1,090	1,051	1,004
燃やすごみ	1,170	1,134	1,090	1,051	1,004
資源物(+)	1,220	1,226	1,219	1,213	1,195
植木剪定枝	1,097	1,103	1,096	1,090	1,072
古紙類	123	123	123	123	123

以上のうち、家庭系燃やすごみ、プラスチックごみ、事業系の燃やすごみの他、粗大ごみから選別される可燃系ごみ等が焼却処理となり、埋め立てごみや粗大ごみから選別される不燃系ごみが埋め立て処理の対象となります。焼却、埋め立て、資源化のそれぞれの処

理量推計は、以下の表 4-4-4 のとおりです。

表 4-4-4 ごみ・資源物の処理量推計結果

(単位：トン)

	H26	H27	H28	H29	H30
焼却	5,601	5,544	5,446	5,361	5,218
埋め立て	497	499	496	494	485
資源化	5,360	5,392	5,363	5,343	5,266
資源化率(%)	47	47	47	48	48

表 4-4-4 に示すとおり、平成 30 年度の推計値で、焼却は 5,218 トンと見込まれ、基準年となる平成 22 年度の 8,032 トンから約 35%の削減となります。また、資源化率は、平成 30 年度時点で、48%まで上昇する見込みです。

(5) ごみ処理費の見通し

ごみの資源化減量化が進むことにより、埋め立てやプラスチックごみ処理費などのごみ処理費(焼却処理費・不燃ごみ処理費)が削減される一方、容器包装プラスチックの資源化促進などにより、資源化に係る経費が増加します。目標である燃やすごみの 30%減を達成した時点の処理費は、基準年の平成 22 年度実績と比して、約 3,100 万円の削減が見込めます。

表 4-5-1 ごみ処理費見通し

(単位：千円)

	H22 (基準年)	H27	
		H27	H22 対比
収集・運搬経費	47,681	47,318	-363 -0.8%
焼却処理経費	258,193	217,008	-41,185 -16.0%
資源化経費	49,505	89,089	39,584 80.0%
不燃処理経費	64,978	44,442	-20,536 -31.6%
処理費小計	420,357	397,857	-22,500 -5.4%
人件費	315,542	304,490	-11,052 -3.5%
合計	735,899	702,347	-33,552 -4.8%

平成 22 年度は決算より。平成 27 年度の推計値は平成 26 年度の予算から推計しています。

第5章 適正処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、町民が快適で衛生的な生活を送る上で重要な役割を担います。そのあり方は、町民の日常生活と直結し、ごみの資源化及び適正処理を効果的かつ効率的に行う上でも、要となるものです。こうした点を踏まえ、収集形態、収集の時間帯、効率的なルートの方策や、資源回収拠点の配置、拠点回収の拡大など、町民の利便性と資源化・適正処理の促進の観点から検討を進め、充実を図っていきます。

(2) 収集・運搬の方法

収集方式については、ごみの減量化・資源化を推進することを目的とし、平成26年6月から以下の表5-1-1を軸として収集を実施します。

また、収集・運搬方式については、今後のごみの減量化・資源化の動向を注視しながら、より効率的な収集・運搬の方法を検討します。

表5-1-1 家庭系ごみの収集・運搬の方法

区 分	収集形態	収集回数
燃やすごみ	戸別収集	週2回
容器包装プラスチック	戸別収集	週1回
プラスチックごみ	戸別収集	月1回
古紙類、古布類、金属類	拠点回収	週1回
その他資源物等	拠点回収	月1~2回
粗大ごみ	戸別収集	随時申込

なお、事業系一般廃棄物については、引き続き、自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託により受け入れることとし、町による収集・運搬は実施しません。

2 中間処理計画

(1) 基本的な考え方

本町はこれまで、焼却、不燃選別、粗大ごみ、ペットボトルの中間処理を直営で実施してきましたが、老朽化等により現在は、不燃選別、粗大ごみの中間処理のみを直営で実施し、その他については、外部委託により中間処理を実施しています。

ごみや資源物の中間処理については、本町の人口規模や地理的条件を踏まえると、近隣自治体等とのパートナーシップによる共同処理や民間事業者を活用した外部委託による処理が効率的であると考えられます。

このことから、現状の中間処理体系を維持しつつ、より効率のかつ安定的に処理を継続していくため、近隣自治体とのパートナーシップ構築に努めていきます。

また、環境負荷の低減という観点から、焼却中心であった従来の中間処理のあり方を見直し、発生抑制等による中間処理量の削減化策をより重視するとともに、直営及び委託による選別過程の精度を高めることで、最終処分量の抑制を図ります。

(2) 中間処理の方法

当面の間は、現行の中間処理を継続します。また、狭小なクリーンセンターの現状を踏まえ、資源化業者による直接回収の拡大などを含め、より効率性の高い中間処理の整備を図ります。

表 5-2-1 中間処理の方法

分別の区分	中間処理の方法
燃やすごみ	保管後、委託により焼却
埋め立てごみ	選別後、委託により処理
プラスチックごみ	保管後、委託により焼却
資源物	売却、委託処理、または資源化業者による直接回収
粗大ごみ	選別解体後、委託により処理

3 最終処分計画

現在、本町は町内に最終処分場を有しておらず、最終処分は全量外部委託に頼っています。今後、町内に新たに最終処分場を確保することは、地理的条件等に鑑み、困難であると考えられるため、引き続き、外部委託による長期的かつ適正な最終処分先の確保に努めるとともに、不燃系ごみの発生抑制と資源化を進めることで最終処分量を可能な限り削減し、最終処分による負担の軽減を図ります。

4 施設整備に関する計画

現在休止している焼却炉については、近隣自治体等とのパートナーシップ構築の過程の中で廃炉とし、その間の燃やすごみの処理については、周辺環境に配慮しつつ、外部委託により行います。

また、稼働中の不燃ごみ処理施設については、稼働から 36 年が経過し、老朽化が進んでいます。戸別収集と併せて実施する集団回収により処理量が大幅に減少することが見込まれることから、当面は現状の施設を活用しながら、効率性や費用対効果など、慎重に検討します。

更に、外部委託により処理される資源化物等については、近隣自治体等とのパートナーシップを構築することにより、輸送コスト等の削減の可能性があることから、燃やすごみと併せ連携の模索を進めるとともに、こうした取組みも視野に入れたストックヤードや各種中間処理施設など、より効率的な処理につながると考えられる施設については、経過の中で新規整備及び外部委託の費用対効果を判断し、整備の検討を行います。特にストックヤードについては、各種資源品目を効率的に保管し、資源化業者に円滑に受け渡すことが重要となるため、最適な配置や容量を見据え、総合的な整備を行うことも視野に入れながら検討を進めていきます。

なお、各種施設の規模は、ごみの発生抑制や資源化減量化の推進を通して、処理すべきごみの量を削減することにより、大幅に減らすことが可能となります。施設にかかる費用の抑制のためにも、施設整備は慎重かつ柔軟に進め、本町の財政状況等を踏まえつつ、民間事業者の活用も検討しながら、循環型社会の形成を第一にした、安定的かつ無駄のない処理体系の確立を目指します。

5 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 災害時のごみ処理対策

地震災害等によって発生した災害廃棄物については、国及び県の示す災害廃棄物処理に関する指針に基づき、県及び産業廃棄物協会との協定、並びに周辺自治体との連携による処理体制のもと、可能な限り迅速かつ円滑な除去及び適正な処理に努めるとともに、他の地域における災害時には支援を行うべく体制を整えます。

(2) 不法投棄対策

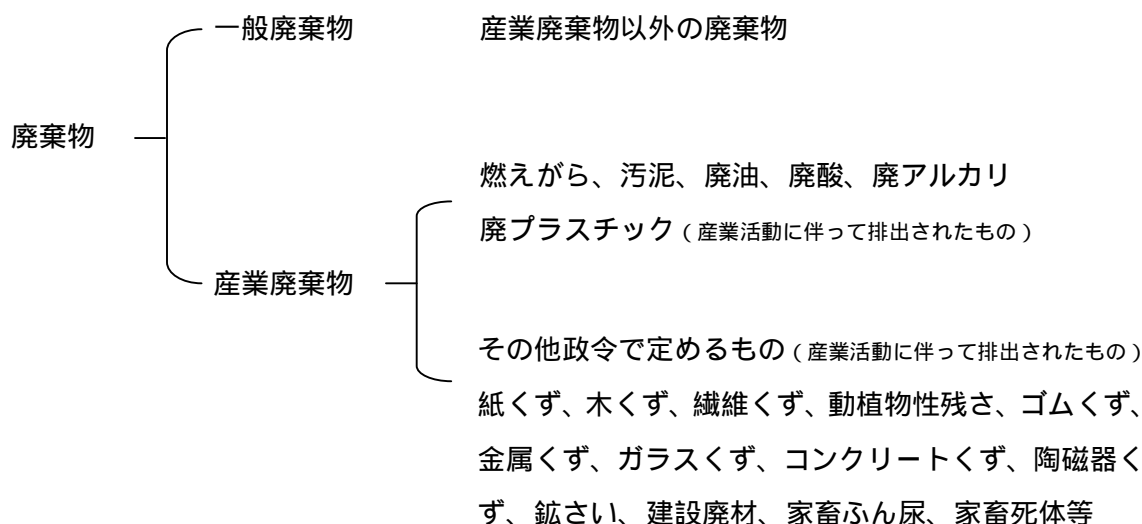
本町は、県との合同による不法投棄パトロールの定期的な実施や、看板の設置などの対策を行っているほか、警察への通報などを通して再発の防止を図っています。町内の不法投棄は、周辺自治体に比して少ない件数にとどまっていますが、戸別収集の実施に伴い、不法投棄が誘発される可能性を想定する必要があるため、分別収集改編のタイミングに合わせ、パトロールの強化や監視カメラ等の対策器具の活用など、他自治体の成功事例を踏まえ、対応の強化を図ります。

巻末資料

1. 用語の解説（ページは初出を記載）

一般廃棄物（P1）

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物です。産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出されたもののうち、次の図のとおり法律・政令で指定されたものをいいます。



ゼロ・ウェイスト(P3)

ゼロ・ウェイストとは、英語で「zero waste」と書き、「無駄・浪費・ごみをゼロにする」という意味になります。この言葉を、オーストラリアのキャンベラ市がごみ処理政策の基本方針として用いたことを最初に、従来の「燃やす」「埋める」というごみ処理の方針から脱し、ごみの発生抑制・再利用・再資源化を行うことで資源化・減量化を重点的に進めるための理念として世界各地の自治体で用いられています。

また、そこからさらに発展して、製品の製造・流通段階へ働きかけることで、そもそもごみを発生させない社会へと転換していくことも意味しています。

最終処分(P4)

燃やせないごみや焼却灰を埋め立てることを意味します。

中間処理(P7)

収集したごみ・資源物を分解、選別、圧縮、梱包するなど、最終的な処理の前の段階での処理のことです。

総排出量(P8)

資源化・焼却・埋め立て処理されるごみの総量のことをいいます。

原単位(P9)

ごみや資源物について、ひとりが1日に排出する量をいいます。

不燃ごみ残渣(P12)

燃やせないごみのうち、不燃物処理施設で金属類を選別した後に残ったものをいい、埋め立て処理されます。

不燃物処理施設(P17)

燃やせないごみから、資源化する缶などの金属類と、その他の埋め立て処理するごみとを選別し、圧縮・破碎するための施設です。

ペットボトル減容施設(P17)

ペットボトルを圧縮・梱包するための施設です。

少量排出事業者(P21)

1日に発生するごみの量が少量（平均3キロ未満）の事業者で、町に届け出を出している事業者をいう。家庭ごみと同様にステーションにごみを排出することができる。

リデュース（発生抑制）(P23)

そもそもごみが発生しないようにすることです。使い捨て製品の使用回避などが挙げられます。

例) マイバックの持参によるレジ袋の発生抑制、水筒を使うことによるペットボトルの発生抑制、簡易包装による包装材の発生抑制 など

リユース（再使用）(P23)

一度使用した物を、そのままの形で、あるいは形を変えて再び使用することです。不用品を交換したり、工夫して活用することが挙げられます。

例) バザーを利用する、古くなった T シャツや歯ブラシを掃除に使う、裏紙を使う など

リサイクル（再資源化）(P23)

製品化された物を、再び新しい製品の原料として利用することです。

例) びんからびんを作る、新聞から再生紙を作る、白トレイから白トレイを作る など

ストックヤード (P37)

ごみ・資源物などを一時的に保管する場所をいいます。

2. 本ごみ処理基本計画に至る経緯

葉山町は、2008年5月に横須賀市、三浦市との広域化協議会を離脱した後、同年6月に『葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦』を発表し、ごみ処理の基本方針を大きく転換しました。その後の、本計画策定に至る経緯を次に記します。

年	月	出来事
2008	6	『葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦』を発表
	8	「ゼロ・ウェイストを考える会」を開催
	11	『葉山町ゼロ・ウェイスト計画施策骨子（素案）』発表
2009	2	「ゼロ・ウェイスト施策骨子説明会」を開催
	4	ゼロ・ウェイスト推進委員会設置
	5	「ゼロ・ウェイスト懇談会」開催（町内7カ所）
	8	ごみ分別体験モニター事業、生ごみ処理機モニター事業実施
	9	ゼロ・ウェイストモデル地区の覚書きを締結し、生ごみの自家処理の集中的な実施を開始（一色台自治会、東伏見自治会、つつじヶ丘町内会）
	10	ゼロ・ウェイストモデル地区の覚書きを締結し、生ごみの自家処理の集中的な実施を開始（イトーピア自治会）
2010	3	ゼロ・ウェイスト推進委員会が中間答申『まず『ごみ半減』、町が変わる』を提出

	4	モデル地区の一色台地区が新しい分別収集方式を開始
		ゼロ・ウェイストモデル地区の覚書きを締結（牛ヶ谷戸町内会）
	5	『葉山町ごみ処理基本計画（案）』パブリックコメントを実施
	8	生ごみ処理機モニター事業を実施
	9	モデル地区の牛ヶ谷戸地区が新しい分別収集方式を開始
2013	2	牛ヶ谷戸地区に隣接する3地区（向原町内会、森戸町内会、元町たかさご会）で戸別収集の先行開始

葉山町ごみ処理基本計画

葉山町生活環境部環境課 〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地

Tel. 046-876-1111 (内線 451) Fax. 046-876-1717

E-mail: kankyou@town.hayama.lg.jp